

## 京都市中京区まちづくり会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 ひと・まち・文化がつながり、誰もが幸福を実現できるウェルビーイングなまちづくりの推進に向け、幅広い見地から意見を求めること等を目的として、京都市中京区まちづくり会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (所管事項)

第2条 会議の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 区まちづくり運営方針の検討・推進
- (2) その他、中京区政の推進に必要と認められる事項

### (委員)

第3条 会議に参加する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、中京区長が依頼する。

- (1) 団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他区長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、団体代表委員が代表する団体において代表者が交代したときは、従前の団体代表委員の任期は、新たな代表者が委員に依頼されるまでとし、新たに依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長の指名等)

第5条 中京区長は、学識経験者である委員のうちから会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、会議の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する副座長がその職務を代理する。

4 中京区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、その他必要な協力を依頼することができる。

(招集)

第6条 会議は、中京区長が招集する。

(ワーキンググループ)

第7条 中京区長は、第2条各号の実施にあたり、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループに参加する委員は、その都度中京区長が依頼する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、中京区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は区長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に従前の推進会議又は企画運営会議（以下

「推進会議等」という。)に相当する会議(以下「旧会議」という。)の委員である者は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)に推進会議等の委員として依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文又は第6条第2項本文の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間とする。

- 3 この要綱の施行の際現に旧会議の委員長又は副委員長(以下「委員長等」という。)である者は、施行日に第4条第1項の規定により委員長である者は座長に、副委員長である者は副座長にそれぞれ指名されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。